

水道の布設工事における布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例・法令対応表

条 例 案	現行法令（水道法施行令・施行規則）	備考
<p>（布設工事監督者を配置する工事）</p> <p>第2条 法第12条第1項に規定する条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次の各号に掲げる増設若しくは改造の工事とする。</p> <p>(1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事</p> <p>(2) 沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事</p>	<p>水道法施行令第3条</p> <p>（水道施設の増設及び改造の工事）</p> <p>第3条 法第3条第10項に規定する政令で定める水道施設の増設又は改造の工事は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事</p> <p>(2) 沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事</p>	
<p>（布設工事監督者の資格）</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科</p>	<p>水道法施行令第4条</p> <p>（布設工事監督者の資格）</p> <p>第4条 法第12条第2項（法第31条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科</p>	<p>旧大学令による職員がいないため削除</p>

<p>目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 厚生労働省令の定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者</p> <p>水道法施行規則第9条 （布設工事監督者の資格）</p> <p>第9条 令第4条第1項第6号の規定により同項第1号から第5号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 令第4条第1項第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同条同項第1項の卒業生にあつては1年（簡易水道の場合は、6箇月）以上、同項第2項の卒業生にあつては2年（簡易水道の場合は、1年）以上水道に関する技術上の実務</p>	<p>旧専門学校令による職員がいないため削除</p> <p>旧中等学校令による職員がいないため削除</p> <p>施行規則の内容は条例6～8号に規定</p> <p>簡易水道を持たないため削除</p>
--	---	---

<p>(7) 外国の学校において、第 1 号若しくは第 2 号に規定する課程及び学科目又は第 3 号若しくは第 4 号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 条第 1 項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限り。）であつて、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第 4 条 法第 19 条第 3 項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者</p> <p>(2) 前条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第 1 号に規定する学校を卒業した者については 4 年以上、同項第 3 号に規定する学校を卒業した者については 6</p>	<p>に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 外国の学校において、令第 4 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する課程及び学科目又は第 3 号若しくは第 4 号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数（簡易水道の場合は、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数の 2 分の 1）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 条第 1 項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限り。）であつて、1 年（簡易水道の場合は、6 箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>水道法施行令第 6 条</p> <p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第 6 条 法第 19 条第 3 項（法第 31 条及び第 34 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第 4 条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者</p> <p>(2) 第 4 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第 1 号に規定する学校を卒業した者については 4 年以上、同項第 3 号に規定する学校を卒業した者については</p>	<p>簡易水道を持たないため削除</p> <p>簡易水道を持たないため削除</p> <p>旧制大学等は第 3 条で削除したため条例では該当しない</p>
---	---	--

<p>年以上、同項第 4 号に規定する学校を卒業した者については 8 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 10 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 前条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第 1 号に規定する学校の卒業生については 5 年以上、同項第 3 号に規定する学校の卒業生については 7 年以上、同項第 4 号に規定する学校の卒業生については 9 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、前条第 1 項第 2 号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修</p>	<p>6 年以上、同項第 4 号に規定する学校を卒業した者については 8 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 10 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 厚生労働省令の定めるところにより、前 2 号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者</p> <p>水道法施行規則第 14 条</p> <p>第 14 条 令第 6 条第 1 項第 4 号の規定により同項第 2 号及び第 3 号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 令第 4 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第 1 号に規定する学校の卒業生については 5 年(簡易水道及び1日最大給水量が1000立方メートル以下である専用水道(以下この号及び次号において「簡易水道等」という。)の場合は、2年6箇月)以上、同項第 3 号に規定する学校の卒業生については 7 年(簡易水道等の場合は、3年6箇月)以上、同項第 4 号に規定する学校の卒業生については 9 年(簡易水道等の場合は、4年6箇月)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 外国の学校において、令第 6 条第 1 項第 2 号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得し</p>	<p>施行規則の内容は条例 4～6 号に規定</p> <p>簡易水道を持たないため削除</p> <p>簡易水道を持たないため削除</p>
--	--	--

<p>得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>	<p>た後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数 <u>(簡易水道等の場合は、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数の2分の1)</u> 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習（以下「登録講習」という。）の課程を修了した者</p>	
--	---	--